

(目的)

第1条 この規程は、明治学院大学（以下「本学」という。）の研究活動から創出される発明等および民間企業等外部の機関（以下「外部機関等」という。）との共同研究等の研究過程で相手方より開示もしくは提供を受け、またはその他の方法により知り得た秘密情報、または研究等の遂行中に発生した研究関連秘密情報（次条に定義する。）の適正な管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「研究関連秘密情報」とは、本学の研究活動により創出された発明等に係る情報（情報には、試料や研究成果を含み、その形態を問わない。以下同じ。）または外部機関等との共同研究等もしくは共同研究等の可能性の検討等を行うに当たり本学以外の外部機関等から開示もしくは提供された情報のうち、本学または第三者により秘密として管理され、公開または公表されておらず、かつ、公然と知られていないものをいう。
- (2) 「発明等」とは、次に掲げるものをいう。
 - ア 特許法第2条第1項に規定される発明
 - イ 実用新案法第2条第1項に規定される考案
 - ウ 意匠法第2条第1項に規定される意匠の創作
 - エ 半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第1項に規定される半導体集積回路の創作
 - オ 著作権法第2条第1項第10号の2に規定されるプログラムおよび同項第10号の3に規定されるデータベースの創作
 - カ 種苗法第3条第1項に規定される育成
 - キ ノウハウの案出
- (3) 「教職員等」とは、次に掲げる者をいう。
 - ア 本学の専任教職員
 - イ 「明治学院大学研究員規程」による研究員、「明治学院大学専門研究員任用規程」による専門研究員
 - ウ 本号イのほか本学が学外から受け入れた研究員（客員教授、招聘教授等）
 - エ 学部学生、大学院学生
 - オ その他任用にあたって特定の研究活動を行う契約等がなされている者

(管理責任者)

第3条 前条第1号に定める研究関連秘密情報に係る研究活動を行った教職員等の代表者（以下「研究代表者」という。）は、当該研究関連秘密情報の管理責任者となる。

- 2 管理責任者は、保有する研究関連秘密情報を特定し、その管理および取扱方法を定めなければならない。
- 3 管理責任者は、当該研究関連秘密情報にアクセスし、または利用することができる者を定め、それ以外の者にアクセスさせ、または利用させてはならない。

(守秘義務)

第4条 研究活動に従事し、または従事していた教職員等は、当該研究活動によって知り得た研究関連秘密情報について、次条に定める秘密保持期間中は、その秘密を厳守しなければならない。

- 2 管理責任者は、研究代表者以外の者が当該研究関連秘密情報を他の者に開示しようとする場合には、開示しようとする秘密情報および開示しようとする相手を明示した書面を提出させ、妥当と認める範囲においてその開示を書面にて承認することができる。この場合において、管理責任者は開示の条件を付することができる。ただし、本学と外部機関等との間に第三者開示に関する別段の定めがある場合はこの限りではない。

(秘密保持期間)

第5条 研究関連秘密情報の秘密保持期間は、外部機関等との契約等に定められた期間とし、当該契約等がない場合の研究関連秘密情報の秘密保持期間は、当該情報が公開または公表されるまでの期間とする。

(研究関連秘密情報の保管)

第6条 管理責任者は、研究関連秘密情報について、施錠できるキャビネット等に保管する等適切な方法で保管しなければならない。

2 管理責任者は、研究関連秘密情報を電磁的記録媒体中に保管する場合は、IDおよびパスワードの厳重な管理を行わなければならない。

(研究関連秘密情報の廃棄)

第7条 研究関連秘密情報の廃棄は、裁断、焼却、溶解その他適切な方法で行わなければならない。

(誓約書の提出)

第8条 管理責任者は、必要に応じて、研究関連秘密情報を取り扱う者に対し、所定の誓約書を提出させるものとする。

(退職時の秘密文書等の返還等)

第9条 退職、卒業等の事由により教職員等に該当しなくなった者、または当該研究関連秘密情報に係る研究課題に関わらなくなった者は、その保有する研究関連秘密情報を本学に返還しなければならない。ただし、本学の書面による了承を得たときには、学術研究目的に限り、引き続きこれを使用することができるものとする。

(他の契約等との関係)

第10条 共同研究契約または受託研究契約等において個別に定められる研究関連秘密情報に関する義務は、この規程における義務に優先される。

(罰則)

第11条 この規程に違反した場合は、学校法人明治学院寄附行為、学校法人明治学院就業規則等に基づいて、懲戒その他必要な措置を講じることができる。

(事務局)

第12条 この規程に関する事務は、総務部研究支援課が所管する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、研究関連秘密情報の管理に関し必要な事項は別に定める。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て、常務理事会の承認を得るものとする。

付 則

1 この規程は、2026年4月1日から施行する。